

改正

平成7年9月27日条例第41号
平成8年3月28日条例第10号
平成10年6月26日条例第22号
平成11年6月30日条例第16号
平成17年2月18日条例第60号
平成20年3月14日条例第2号
平成20年9月26日条例第56号
平成22年3月25日条例第12号
平成24年3月23日条例第8号
平成25年3月22日条例第15号
平成28年3月22日条例第22号
平成29年9月25日条例第35号
平成29年12月21日条例第39号

八戸市子ども医療費給付条例

八戸市乳児医療費支給条例（昭和48年八戸市条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもが医療保険に基づく療養の給付を受けた場合にその保護者に子ども医療費を給付し、もって子どもの健康の保持及び増進並びに出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、及び生計を維持している者をいう。
- （3） 医療保険 次に掲げる法律に基づく療養の給付を行う保険をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（給付要件）

第3条 子ども医療費の給付の対象となる者は、次の要件を満たす子ども（以下単に「子ども」という。）の保護者（以下単に「保護者」という。）とする。

- （1） 当市に住所を有していること。
 - （2） 医療保険の被保険者又は被扶養者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、子ども医療費の給付の対象としない。ただし、保護者が第2号に該当する場合で、子どもが受けた療養の給付に要する費用を負担することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用（停止中を除く。）を受けているとき。
 - （2） 前年（1月から6月までの間に新たに第7条第1項の受給資格の認定を受けようとする場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づき算出した額をいう。）が、当該保護者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者

及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない子どもで当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表に定める額以上であるとき。

（子ども医療費の給付）

第4条 子ども医療費は、子どもが疾病又は負傷により療養の給付を受けた場合（15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもにあっては、入院による療養の給付を受けた場合に限る。）に給付する。

2 子ども医療費の額は、子どもが受けた当該療養の給付に要する費用の額から、法令等の規定に基づき医療保険の保険者その他これに準ずる者又は国若しくは地方公共団体が負担すべき額を控除した額に相当する額（以下「保険者等負担控除後の額」という。）とする。

3 前項の場合において、療養の給付に要する費用の額の算定は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によるものとする。

（給付の対象期間）

第5条 子ども医療費の給付は、第7条第2項の受給資格証の交付を受けた日以後、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に受けた療養の給付について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が第3条の給付要件を欠いたときは、当該要件を欠いた日までに受けた療養の給付について子ども医療費を給付するものとする。

（給付の方法）

第6条 子ども医療費は、子どもが療養の給付を受けた医療実施機関からの請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて当該医療実施機関に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険の規定に基づく一部負担金を当該医療実施機関に支払った場合は、当該保護者に支払うものとする。

（受給資格の認定等）

第7条 子ども医療費の給付を受けようとする保護者は、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、受給資格の認定をしたときは、当該保護者に受給資格証を交付するものとする。

3 前項の受給資格証は、療養の給付を受けようとする場合に、当該療養の給付を受ける医療実施機関に提示しなければならない。

（届出）

第8条 前条第2項の受給資格証の交付を受けた保護者は、第3条の給付要件を欠いたときその他市長が定める事項に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部の給付を行わず、又は既に給付した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（子ども医療費の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡等の禁止）

第11条 子ども医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の八戸市乳児医療費支給条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による受給

資格の認定を受けた者は、改正後の八戸市乳幼児医療費給付条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の日前にした旧条例第5条の規定による乳児医療費の受給資格の認定申請は、新条例第7条第1項の規定による乳幼児医療費の受給資格の認定申請とみなす。

4 第2項の規定により新条例第7条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者とみなされる者に係る旧条例の規定による乳児医療費の支給については、なお従前の例による。
（八戸市母子家庭等医療費支給条例の一部改正）

5 八戸市母子家庭等医療支給条例（平成3年八戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

（3） 八戸市乳幼児医療費給付条例（平成5年八戸市条例第30号）による乳幼児医療費の受給資格を有する保護者が監護する乳児及び幼児

（南郷村の編入に伴う経過措置）

6 南郷村の編入の日前に南郷村乳幼児医療費の給付に関する条例（平成5年南郷村条例第1号。以下「旧南郷村条例」という。）の規定による乳幼児医療費の受給資格の認定を受けた者の同日前に受けた療養の給付に係る乳幼児医療費の給付については、旧南郷村条例の例による。

別表（第3条関係）

扶養親族等又は子どもの数	所得額
0人	2,342,000円
1人	2,722,000円
2人	3,102,000円
3人	3,482,000円
4人	3,862,000円
5人	4,242,000円

備考

1 扶養親族等又は子どもの数が5人を超える場合の限度額は、扶養親族等又は子どもの数が5人の場合の所得額に扶養親族等又は子どもの数が1人増すごとに380,000円を加算した額とする。

2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）がある者についての限度額は、上記の金額に次の額を加算した額とする。

（1） 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円

（2） 特定扶養親族等1人につき150,000円

改正

平成7年9月29日規則第38号
平成8年3月29日規則第11号
平成9年3月19日規則第7号
平成11年7月15日規則第30号
平成14年7月22日規則第38号
平成17年3月30日規則第30号
平成20年9月26日規則第73号
平成22年3月30日規則第13号
平成25年9月19日規則第75号
平成27年12月25日規則第57号
平成28年3月30日規則第39号
平成28年7月7日規則第85号
平成29年10月27日規則第40号
平成30年8月23日規則第48号

八戸市子ども医療費給付条例施行規則

八戸市乳児医療費支給条例施行規則（昭和48年八戸市規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、八戸市子ども医療費給付条例（平成5年八戸市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（受給資格の認定申請）

第2条 条例第7条の規定により子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、八戸市子ども医療費受給資格認定申請書（兼同意書）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 条例第2条第3号に規定する医療保険の被保険者証又は組合員証の写し
- （2） 保護者の前年分（1月から6月までの間に申請する場合は、前々年分）の所得証明書
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、その閲覧についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（認定通知等）

第3条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合において、受給資格を有すると認定したときは当該申請者に八戸市子ども医療費受給資格認定通知書（別記第2号様式）による通知及び八戸市子ども医療費受給資格証（別記第3号様式。以下「受給資格証」という。）の交付を、受給資格を有しないと認定したときは当該申請者に八戸市子ども医療費受給資格認定申請却下通知書（別記第4号様式）による通知をするものとする。

（災害等による所得制限の特例）

第4条 条例第3条第2項ただし書の規定により療養の給付に要する費用を負担することが困難であると市長が認める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1） 保護者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- （2） 保護者が、心身に重大な障害を受け、又は長期間の入院をし、その他これらに類する理由があることにより市民税の減免を受けたとき。

（受給資格証の切替え）

第5条 受給資格証の交付を受けた保護者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の受給に係る子どもが1歳から18歳までのそれぞれの年齢に達する場合において、引き続き子ども医療費の給付を受けようとするときは、八戸市子ども医療費受給資格認定申請書（兼同意書）に第2条第1項各号に掲げる書類及び既に交付を受けている受給資格証を添えて市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は前項の規定による申請について、第3条の規定は市長が当該申請を受理した場合について準用する。

(受給資格証の再交付)

第6条 受給者は、受給資格証を紛失し、又は損傷したときは、八戸市子ども医療費受給資格証再交付申請書(別記第5号様式)を市長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 受給資格証の再交付を受けた受給者は、紛失した受給資格証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(子ども医療費の給付申請)

第7条 一部負担金を医療実施機関に支払った受給者は、子ども医療費の給付を受けようとするときは、八戸市子ども医療費給付申請書(別記第6号様式)に当該医療実施機関の発行する領収書又は受領証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、子どもが当該療養の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に提出しなければならない。

(給付決定通知等)

第7条の2 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合において、子ども医療費の給付を適当と認めたときは八戸市子ども医療費給付決定通知書(別記第7号様式)により、子ども医療費の給付を不適当と認めたときは八戸市子ども医療費給付申請却下通知書(別記第8号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(受給資格の変更等の届出)

第8条 条例第8条の規定により市長が定める事項は、住所、氏名その他受給資格証記載事項に変更が生じた場合とする。

2 条例第8条の規定による届出は、八戸市子ども医療費受給資格変更等届(別記第9号様式)に受給資格証を添えて行うものとする。

(損害賠償に関する届出)

第9条 受給者は、子どもが疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、速やかに八戸市子ども医療費損害賠償受給報告書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(医療費等の返還)

第10条 条例第9条又は第10条の規定に基づく返還請求は、八戸市子ども医療費返還通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成7年9月29日規則第38号)

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

2 改正前の八戸市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定により交付された受給資格証は、改正後の八戸市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定により交付された受給資格証とみなす。

附 則(平成8年3月29日規則第11号)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正前の八戸市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定により交付された受給資格証は、改正後の八戸市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定により交付された受給資格証とみなす。

附 則(平成9年3月19日規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月15日規則第30号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成14年7月22日規則第38号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別記第1号様式及び別記第3号様式は、平成14年8月1日以後になされる受給資格の認定について適用し、同日前になされる受給資格の認定については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月30日規則第30号)

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成20年9月26日規則第73号)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正前の八戸市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定により交付された受給資格証は、改正後の八戸市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定により交付された受給資格証とみなす。

附 則（平成22年3月30日規則第13号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 八戸市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例（平成22年八戸市条例第12号）附則第3項の規定による受給資格証の交付の申請及び交付については、この規則による改正後の八戸市乳幼児等医療費給付条例施行規則の規定の例による。

附 則（平成25年9月19日規則第75号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第57号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第39号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月7日規則第85号）

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別記第6号様式は、この規則の施行の日以後に受けた療養の給付に係る乳幼児等医療費の請求について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る乳幼児等医療費の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月27日規則第40号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月23日規則第48号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。